

平成31年度第1回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成31年4月26日(金)午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

3 出席委員

1番	小林	徳博	7番	野谷	茂
2番	井上	宗士	8番	倉持	純子
3番	中村	隆一	9番	秋山	啓治
4番	原	淳利	10番	橘川	直泰
5番	西山	聖二	11番	原	恵子
6番	露木	聖一	12番	野谷	和雄

4 欠席委員 なし

5 事務局職員出席者

事務局長	石原	慎也
副主幹	小宮	正嗣
主事	雨宮	敦

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

2番 井上 宗士      3番 中村 隆一

8 報告事項

(1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

9 議 事

議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 「2020年度農地等利用最適化の推進に関する意見」及び

「2020年度県農林業施策並びに予算に関する要望」について

## 会議の状況

### 【議長】

それでは第1回の総会を開催したいと思います。出席委員は全員です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

夏野菜を植え付けされていると思いますが、天候が不順であり、対応に苦慮されていると思います。また、風邪が流行しているようなので、体調に気を付けてください。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第1回総会の議事録署名委員につきましては、2番井上委員、3番中村委員にお願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。報告事項1農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局より朗読および説明をお願いします。

### 【事務局】

#### — 報告事項1朗読 —

それでは説明いたします。

関係資料位置図の地図1をご覧ください。場所は、釜野橋交差点の北側に位置する市街化区域の土地となっております。土地の所有者は、住宅造成としての転用目的での農地転用手続きになります。以上です。

### 【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第1号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、議題といたします。事務局、朗読をお願いします。

### 【事務局】

#### — 議案第1号朗読 —

### 【議長】

続きまして、地元農業委員の現地確認報告をお願いします。NO1について橘川委員、お願いします。

### 【委員】

4月16日に一色地区農業委員及び事務局で、現地を確認いたしました。対象地は、一色の林ノ台に位置する農用地区域の農地2筆で、面積は3,410㎡のうち1,230㎡です。当該地は畑として管理されており、神奈川県農業公社が農地中間管理事業と

して利用権の設定を受けることで、農地の有効活用が図れると思われま

**【議長】**

お疲れ様でした。続きまして、NO2について西山委員、お願いします。

**【委員】**

NO2の農地について、4月18日に中里地区農業委員及び事務局で、対象農地を確認いたしました。対象地の場所は、中里の貝ヶ窪脇に位置する農地1筆及び貝ヶ窪に位置する農地4筆の、計5筆1,506.91㎡となっております。対象地は、利用権設定を受ける方が現在も適切に耕作しており、引き続き効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われま

**【議長】**

お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

**【事務局】**

議案第1号関係資料をご覧ください。

初めにNO1です。NO1は、地権者と中間管理機構である神奈川県農業公社の貸借についての案件となっております。中間管理機構は地権者から当該地を借り受け後、貸し付けを行うこととなりますので、中間管理機構からの借り受け予定者を備考欄に記載させていただいております。既に相対で利用権設定を行っているもので、期間満了に伴う更新ということで中間管理機構を利用する案件となっております。

続いてNO2です。当該地は、平成26年5月1日から平成31年4月30日までの5年間、借主が利用権設定を受け耕作しており、期間満了に伴う継続申請となっております。

NO1、NO2共に、借り受け予定である2名が耕作する農地についても農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われま

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。NO2につきましても、中間管理機構からの借り受け予定者も含め総合的に判断していただければと思いま

以上、ご審議をお願いいたします。

**【議長】**

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

NO1について、期間満了に伴う利用権設定ということですが、今まではどのような形での貸借をしていたのでしょうか。また、農地法第18条に係る合意解約は関係していますでしょうか。

**【事務局】**

当該地は、今までも同一の方が相対での利用権設定を行っていましたが、今回、中間管理機構を利用した利用権設定に切り替えたいとの要望がありました。4月30日で期間満了となり、続けて新たに5月1日から利用権設定を行う内容となっていますので、合意解約を行う案件とはなっておりません。

**【委員】**

利用権設定が終わり地権者に返すとなった場合、返されたとしてもその農地は荒れてしまうと思います。利用権設定が終わった後の対策は議論されているのでしょうか。

**【事務局】**

20年、30年後をイメージしてというのは難しいですが、期間満了を迎える方には事前に町から更新の意思を確認し、更新しないということであれば、その農地はまだ荒れていない状態なので、出来るだけ早く他の担い手の方へのマッチング等するようにしています。

**【議長】**

集積に限らず、農地を維持・高度利用し、不耕作を無くしていくという意味では、大事な話であり、一度荒れてしまうと手を付けるのが大変です。貸借している土地の期限については、事務局が進行管理をしているとのことで、事前に先手を打ってどうするかを確認する等、絶えず意思疎通をしていないと難しいと思います。私は、農政活動協力金のお願いに農家を訪問する際、貸し先はあるか等を聞き、事務局に相談してはどうかといった話や中間管理機構の話をしており、結果的に利用権設定に繋がった案件もあります。耕作されている優良な農地は残せるように、出来るだけ相談に乗り、自分の情報の中で難しいようであれば、事務局に協力してもらおう等して、高度利用や集積していただくようお願いしていくしかありません。しかし、若い後継者等もおらず、60、70代の方でもやっている人は少ないです。出来れば若い方に就農してもらい、集約しながら効率的な農地利用が出来ていければ良いですが、中々そこまではいかない難しい案件です。このような案件が発生すれば、相談に乗り、事務局とより良い方向に行くようにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それではよろしいですか。これよりお諮りします。議案第1号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員

の挙手を求めます。

—挙手—

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」ことといたします。続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第2号朗読 —

【議長】

続きまして、地元農業委員の現地確認報告をお願いします。井上委員、お願いします。

【委員】

4月16日に一色地区農業委員及び事務局で現地確認をいたしました。申請地は県道秦野・二宮線から東側約100mのところにある市街化調整区域の土地で、過去に資材置場として一時転用した経過もあり、周辺の状況から見ても転用は問題ないかと思われ  
ます。

【議長】

お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

議案第2号関係資料をご覧ください。

本案件は、資材置場としての農地転用で、賃借権の設定となります。譲受人は建設業を営む方で、二宮町内及び神奈川県東部での仕事が増えたことに伴い、新たに資材置場が必要となったことが理由となります。工事期間は許可日から1か月以内の予定となっております。

2ページをご覧ください。当該地は中井町との境に接し、また、旧県道から西側に一本入った場所にある一色739-1の筆の一部転用となっております。

5ページの敷地利用計画図をご覧ください。当該地は、整地後転圧を行い、隣地農地に砂利等が混入するのを防ぐ計画となっております。また、雨水については、敷地中央に向かって勾配をつけ、自然浸透により敷地内で処理し、駐車スペースは砂利敷きとし、その場で処理をする計画となっております。

市街化調整区域の農地転用については、許可権者が神奈川県であるため、農業委員会

としては、許可相当又は不許可相当を判断し、神奈川県に意見進達することになっていきます。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

**【議長】**

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

当該地は一部転用ということですが、一部以外の部分は、現状どうなっていますか。

**【事務局】**

作付けはされていませんが、管理はされています。

**【議長】**

農業委員会は神奈川県に対して意見進達をし、神奈川県は現地を確認の上、許可について判断することになりますが、周りの農地への被害防除について、問題はないでしょうか。

**【事務局】**

神奈川県には、申請書の事前確認も含めて現地を確認していただいています。

**【委員】**

農地転用にかかる理由書の中で、当該地を選定した理由として、市街化区域等の周辺用地を探したが他に最適な場所がなかったとありますが、実際にそうなのでしょうか。

**【事務局】**

第2種農地の許可基準では、他に場所がなければ転用はやむを得ないと認められるため、理由書にはその理由が書かれています。分家住宅に係る農転等であれば、所有地の中での選定となりますので、他に場所がないのかは確認しておりますが、本案件は所有地ではない中での売買、賃借を含めた用地選定となっておりますので、どこまで探しているのかを確認するのは、難しいですが、現在使用している資材置場だけでは実際に手一杯なのかは、写真等を通して神奈川県も確認しており、それらを含めて、申請書により審議することとなります。

**【委員】**

当該地の南側に道路を挟んで農地がありますが、道路幅等について、考慮する必要がありますか。

**【事務局】**

道路に関しては、過去に拡幅をしています。また、この近くには、資材置場として使っている土地もありますので、大きく影響が出るものでないと思います。

**【委員】**

地積測量図を見ると、当該地の西側に水路が接していますが、資材置場になることによって影響は出ませんか。

**【事務局】**

水路については、現況があまり残されておらず、恐らく公図上の水路となります。北側についても、公図上では道路となっていますが、実際は土手になっており、厳密にそこが水路と道路に囲われているというわけではありません。

**【委員】**

資材置場となるとトラックの往来が激しくなると思いますので、それが近隣の農家に迷惑を掛けないかということも考慮すべきだと思います。

**【事務局】**

農業委員会としては、周辺農地への影響が重要な部分ですので、被害防除をし、周りの農地に影響を及ぼさないということであれば、近隣の宅地に関しても大丈夫なのではないかと思います。開発等の大きい案件となれば、建設部局や道路部局との調整になります。

**【議長】**

一色の場合は、新県道と旧県道間の土地は農業振興地域ではなく、昔から住宅が点在します。一色の西部や東部の山の中で資材置場を作ると言えば別の話になりますが、当該地の区域はそのような活用をされている場所もあります。後は、神奈川県に判断していただくということしかないと思います。

それではよろしいですか。これよりお諮りします。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、「許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

挙手全員でございます。よって、本案は「許可相当とする」ことといたします。

続きまして、議案第3号「2020年度農地等利用最適化の推進に関する意見」及び「2020年度県農林業施策並びに予算に関する要望」について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第 3 号朗読 —

【議長】

続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

議案第 3 号関係資料をご覧ください。

事前にいただいたご意見等を精査し、また、平成 31 年度施策等に関する意見・要望に対する神奈川県への回答を踏まえ、内容を取りまとめさせていただきました。中身につきましては、全て継続となっています。

なお、今後の予定ですが、農業委員会において審議・決定したものを中地方農業委員会連合会に報告します。次に中地方農業委員会連合会は各市町から報告があったものを取りまとめた上で神奈川県への農業会議に報告します。そして農業会議は各農業委員会連合会から報告があったものを取りまとめて決定し、県知事に意見・要望する流れとなっております。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

【委員】

項目 2 番目の「農地の保全と有効利用対策について」の理由の中で「農業関係者が開設しやすい制度を作るべき」とありますが、開設しやすいとはどのようなことを想定しているのでしょうか。

また、項目 3 番目の「担い手・経営対策について」の理由の中で「担い手に対する支援や助成を一層充実させる必要がある」とありますが、どのような支援をしたら担い手の育成に繋がると考えていますか。

【事務局】

2 番目については、「特定農地貸付法」、「市民農園整備促進法」、「農園利用方式」の制度の中での運用となっています。町においても、ふれあい農園を開設しており、個人農家や NPO 法人等でも開設できるものですが、開設に当たり駐車場やトイレ等も整備しなければならない制度もあります。それに対して資金的な支援も中々なく、それがネ

ックになっていると思いますので、さらに国に援助していただきたいということでの要望です。

3番目については、担い手と言いますと基本的に認定新規就農者や認定農業者になります。認定新規就農者は経営安定を目的として国からの交付金の補助がありますが、認定農業者については、メリットをもっと出していった方が良いという話も出てきていますので、支援や助成を充実すると認定農業者の確保、延いては担い手の確保に繋がるということでの要望となっています。

#### 【委員】

2番目について、開設は難しいとなると相談に乗る程度になってしまうと思いますが、今までそのような相談はありましたか。

#### 【事務局】

市民農園は、ある程度区画を区切らなければならないですとか、複数人に貸し出さなければならないといった制約もあるので、そもそも小さな面積での開設だと難しいということがあります。大きい面積で開設したいといった相談は中々ありませんが、個人でも市民農園を開設できるということは、利用意向調査の際に市民農園に関するチラシを同封し周知しています。しかし、ぜひ開設をしたいというような声はありません。

#### 【議長】

個人で開設している市民農園が一色にあると思います。

#### 【事務局】

一色と山西に1件ずつあります。

#### 【議長】

開設する際は、総会に諮ることとなります。個人が開設する場合は、軌道に乗るまでは支援が必要だと思いますが、それで上手くいった事例もあります。そのようなことを「開設しやすい」という大枠で括っている内容だと思います。絶えず要望していくしかないので、二宮町で考えられる内容は、資料のとおりだと思います。

#### 【委員】

5番目の「鳥獣害対策について」の理由の中で「自然保護、動物愛護の立場と農林業の立場の兼ね合い、共存への道を模索」と記載しているのは、どのような意図でしょうか。

**【事務局】**

イノシシ等も動物愛護法の対象となりますので、鳥獣害対策においても、その部分は切っても切れない関係となるため、記載しています。

**【議長】**

よろしいですか。それではお諮りします。議案第3号 「2020年度農地等利用最適化の推進に関する意見」及び「2020年度県農林業施策並びに予算に関する要望」について、賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり意見・要望する」ことといたします。

本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前10時30分閉会